

令和5年度第2回高知県環境審議会議事録

日時：令和6年1月31日（水）13：30～15：30

場所：高知城ホール 4F 多目的ホール

出席委員：一色会長、石川委員、井原委員、岩神委員、岡崎委員、古味委員

高岡委員、武内委員、時久委員、野村委員、細川委員、吉澤委員

オンライン参加：佐藤副会長、康委員、濱田委員、藤原委員

事務局：林業振興・環境部長、林業振興・環境部副部長（総括）、環境計画推進課、その他関係課

1 開会

2 林業振興・環境部長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

審議に入ります前に会議録署名委員の指名を行います。

運営規程により会長が指名することとなっておりますので、時久恵子委員と細川公子委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

4 審議事項

高知県環境基本計画第五次計画の取組状況について、環境計画推進課 高橋課長より資料1に基づき説明を行った。

【環境計画推進課 高橋課長】

なお、本年度7月に開催しました第1回の審議会におきまして、県内の温室効果ガス排出量の削減目標に向けた進捗状況についてご質問をいただきました。本日、参考資料として、本年度9月に開催した脱炭素社会推進協議会の資料をお配りしておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

加えて、第1回目の会議以降、本日の会議までに、委員から追加で2件のご質問をいただいております。1つ目は、海岸漂着ごみの回収に向けたモニタリング調査結果の活用について、2つ目は、自然史標本の散逸対策の検討状況についてでございます。この2件につきまして、担当課の港湾・海岸課、自然共生課より、それぞれ説明をさせていただきたいと思ひます。

【港湾・海岸課 青木チーフ】

海岸漂着物をそのままにしておくと海に戻ってしまうので回収する必要がある、回収に向けて調査結果をどのように活用されているかというご意見をいただきました。

まず、海岸漂着ごみへの対応につきましては、海岸漂着ごみは、海岸の環境や景観の悪化、また、再流出によって船舶の航行の妨げになることから、環境省の海岸漂着物地域対策推進事業などを活用して、回収に努めているところです。今後も適切な海岸の維持管理に努めてまいりますので、海岸漂着ごみの回収が必要な箇所がありましたら、海岸の管理を行う土木事務所に連絡していただければと思います。

モニタリング調査については、令和2年度から実施しておりまして、昨年度の環境審議会でご意

見をいただき、これまでの調査結果を令和5年4月に港湾・海岸課のホームページに公表しております。今年度の状況としましては、委託業務は発注済みで、今月1月24日に現地での回収作業を行いました。現在組成分析を行っているところです。今後、令和5年度の結果も取りまとめを行い、当課のホームページで公表するとともに、引き続き県民への周知を図っていきたいと考えております。

【自然共生課 松井課長】

自然史標本の散逸対策の検討状況につきましては、生物多様性の保全を図るうえで自然史標本は大変重要な資料であり、県としても、県内の動植物についての継続的な情報収集やデータ管理のほか、標本を適切に管理していくことは重要であると認識しております。関係団体からお聞きした内容でございますが、そうした標本は、県内の博物館や旧校舎、個人宅など、色々な保管場所があり、さらに所有者も様々、また、最終データの有無など、色々な状況に置かれているとお聞きしております。こういったこともございまして、どのような標本を収集するのかといった考え方や、保管場所が満たす必要のある事項などについて、現在専門家のご意見を聞きながら検討している状況です。今後は、収集する標本の絞り込みや精査を行うとともに、適切な保管場所について検討していきたいと考えております。

【環境計画推進課 高橋課長】

以上で事務局からの説明を終わります。よろしく願いいたします。

【一色会長】

ご説明ありがとうございました。説明がなかった項目も含めて各委員に質問事項等を整理していただくための時間として、5分間休憩を取りたいと思います。各委員におかれましてはよろしく願いいたします。

**** 休憩 ****

【一色会長】

それでは、会議を再開いたします。先ほどの説明につきまして、ご意見やご質問などありましたら、どなたでも結構ですので、挙手をして発言をお願いします。

【岩神委員】

本日の午前中に、物部川流域ふるさと交流推進協議会の主催で、漂着ごみ等のプラスチックごみ問題についてフォーラムを行い、一色会長にご講演いただきました。フォーラムでのパネリストの発言を今思い出しましたが、やはり海から上がってくるごみは非常に海況の影響を受けます。また、一旦上がってきたごみが再び海に取っていかれる可能性もあるため、すぐに対応ができるかどうか非常に重要です。会長のお話にもありましたが、基本的に、河川からのプラスチックごみの流入が非常に多く、昨年の12月に私どもが行った手結近辺の海岸の清掃でも、ペットボトルのごみが非常に多かったです。県でモニタリング調査をしているので、おそらくその次のことを考えている

と思いますが、これから大事なことは、住民にお任せするだけでなく行政サイドも含め、ごみが海から上がってきたその時に取っていくというシステムを何らかの形で作っておくこと。ここじゃないと対応できないとか、この時期と決めているのでこの時期にやりますなどという話ではない。前回の会議でもお願いをしたが、具体的にどうするかというところをこれから詰めてさらに前へ進めていただきたい。

2点目は、環境審議会の中で審議がされたことはあまりないが、現在、濁水問題というものが否応なしにあります。農業に伴う濁水や上流の山の崩壊、ダムへの堆砂などにより長期の濁水が生じています。この審議会の中で、濁水について審議がなされたような経過は私はあまり知りません。多分BODやCODなど本当に生命の危機にあるものについては非常に取り上げられやすいわけですが、実は、この何年間の中にそういった濁水問題が否応なしに、色々な形で、人々の生活や産業に影響を及ぼしています。やはりこの際、こういう問題があるということを委員の皆さんにも知っておいていただきたい。濁水問題については、環境審議会ではなく、濁水対策検討会で審議をされていますが、それはそれとして、そういった観点から、もしよろしかったら県全体の環境審議会の中で、そういう問題があるということを1回話をしておいていただいたらいいのではないかと思います。

【港湾・海岸課 青木チーフ】

漂着ごみについてすぐに対応できるかどうかについては、漂着ごみが気になるときには、最寄りの土木事務所にお声掛けいただけたらと思います。

また、漂着ごみをボランティアの方々に集積いただきましたら、ゴミ袋の提供といったことも調整してまいりたいと思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

【河川課 久志チーフ】

物部川の濁水問題については、当課で所管しております濁水対策検討会を平成17年に設立して以来議論を進めてきていたところですが、なかなか抜本的な解決に至らないということもあり、令和3年度に、総合的な土砂管理に対する基本的な考え方について、検討会の中で提言をまとめていただきました。大きくは7つです。1つ目は発生源対策であること、2つ目は濁水対策、3つ目は永瀬ダム等における堆砂対策、4つ目は総合的な土砂管理の実施、5つ目は治水・利水への対応、これは気候変動も考慮した効率的な適応策の検討、6つ目は物部川流域管理、これは源流から海までの流域関係者による治水・利水・環境等への連携です。7つ目に物部川清流保全推進協議会等、他の協議会との連携です。この提言をもとに、令和4年度以降具体的な検討にということで着手して、順次進めているところです。岩神委員にも令和3年度を取りまとめ以降、検討会の委員にも入っていただき、一緒に色々と議論をさせていただいているという経緯がありますので、ご紹介とさせていただきます。

【岩神委員】

濁水対策検討会の中でやっていることは私自身はよく分かっています。そういう問題が現実的にあり、今まであまり問題にならなかったことも問題になっているということを各委員にも分かっているとお願ひしたいという思いで質問をさせていただきました。

最初の漂着ごみの問題ですが、なぜそういう話をしたかと言いますと、先ほど、土木事務所へ話を持って行ってくださったらしいという話がありましたが、土木事務所では、海岸の掃除をする際には許可が要りますと言われます。私も不勉強で知りませんでした。物部川 21 世紀の森と水の会の事務局から聞きまして、それはおかしいねという話をしました。どういうことかという、いつも言っているように、内部の調整というか、できるだけ 1 つの場所ですぐに動けるようにしておかないとこの問題は解決しないんじゃないかと思います。あっちへ行ってくれこっちへ行ってくれという話ではないんじゃないかということちょっと考えてくれませんかという前回の会で言ったはずなんです、私の発言が抜かっていたかもしれません。県として、これから流域の自治体とどういう連携をとってやっていくかということを示してあげることが、地元でボランティアとして活動してくださっている方もやりやすいし納得しやすいんじゃないかなと、今日のフォーラムでお話を聞いて思いました。

【港湾・海岸課 青木チーフ】

ご意見ありがとうございます。窓口を 1 つにさせていただきたいというふうにとらえさせていただきました。取ったごみを処分する場所も市町村ごとで異なっているという実態もございますので、それについては、各土木事務所で年度当初に担当者会をしておりますので、そのような機会に周知を図っていきたいと思っております。

【一色会長】

物部川の濁水問題はもう非常に長期にわたり、対策について明らかにならないまま継続しており、特に水利用及び流動資源利用に関して非常に長期的に大きな問題になっていることを委員の皆さんにはぜひご理解いただきたいと思います。

そのことに関して気になるのは、この総括表の 11 ページ、整理番号 38 番、公共用水域における水質汚濁に係る環境基準達成率です。実は、物部川は類型指定では「A」になっており、生活環境に関わる基準は一応達成をしているということになっています。そのため、進捗度としては「清浄に保たれていると判断される」と記載されていますが、川の実態を見ると少しも清浄でない状況があることが分かるように評価をしなければいけないと思います。達成率だけで評価すること自体がどういう問題を生んでいるかという、私の大学の授業で、生活環境の保全に関する環境基準の類型指定の主旨及び指定内容をきちんと説明したうえで、特に類型指定が「B」や「C」の基準を達成している河川の状況を説明し、その後、県の環境白書の、生活環境の保全に関する環境基準の達成率の表、昨年度は確か 1 ヶ所だけ達成していなかったと思いますが、継続してほとんど 100%達成しているという表を見せます。そのうえで、高知県の河川の水質が良好な状態に保たれていると考えていいですかという質問をすると、何と驚くべきことにほとんどの学生が良好だという判断をするんです。これは単に、達成率の表だけを出して良好かどうかという判断をさせればそういう答えが出てくることはもっともだと思いますが、類型指定の主旨や、類型指定が「B」「C」の河川の状況を説明したうえでです。特に「C」の河川としては、高知市内では、久万川と江ノ口川というもう明らかに相当に汚濁が進んでるような状況も説明をしたうえで、表を見せて、良好という答えだったんです。つまり、達成率が 100%だから良好だという評価は、してはいけない評価だと私は思います。あくまで現状を悪化させていないという状況の説明とすべきではないかと思

ます。さらに、数年前にやっと一部の公共用水域の類型指定を「A」に変更することができましたが、これも漫然と達成率だけを見て、行政目標は達成しているという評価をしてしまうと、さらに良好な水質になっているにも関わらず低い類型指定のまま維持しているとか、悪化しているところやすでに状況としてあまり良くないところについては、どう改善しようとしているのか、どれくらい改善させたいのかということがこの達成率だけでは全く分からないんです。ですから、「清浄に保たれていると判断される」という評価はしてはいけないと考えます。高い類型指定を達成していても、河川の状況で問題がある場合は、どういう問題があるのかということをしちんと明示をすべきで、それをして初めてどういう対策をとらなければいけないのかということに関する合意形成に向けて進めていくことができると思います。特にこの水質の評価に関しては、単純に達成率の評価だけではなく、個別に現状を見たうえで、達成はしているけれどもどういう問題があるのかということがきちんと判断できるような評価の仕方をしていただきたいと思います。

【環境対策課 甲藤課長補佐】

ご意見ありがとうございます。公共用水域の水質の評価については、BOD、COD で見えておりまして、この指標が自治体の生活排水対策や河川管理などの評価に長く使われてきました。一方で、水環境部会でも、ここ数年、住民が実際の肌で感じる川の清らかさと BOD などを用いた達成率に乖離があるのではないかとのご指摘を受け、それ以外の人の感覚に近い指標について検討しているところです。

特定施設、いわゆる事業所からの排水などの改善と人口減少による汚濁負荷の減少などで、川の水質は全体的にはどんどん良くなっていると思いますが、一方で汚濁負荷の原因が、事業所から一般家庭などへシフトしてきているのではないかとこのようなことも認識しております。行動変容を促すために、事業所の場合は立ち入りなどで指導していくということがありますが、県民の皆さまに対しては、一色先生のおっしゃるようになりやすい指標を示して、洗剤を流したらいけないとか、そういうことも含めて行動変容を促すことは大事ですし、気づきに繋がるような見せ方は大事だと考えております。

2月7日の水環境部会でもご報告させていただき、全体としては来年度の環境審議会でのご報告になるかと思いますが、資料等を用意して説明をさせていただこうと思っております。具体的には公共用水域の全国一律の公表以外に、環境白書やホームページなどでお示しして、説明を交えて分かりやすく伝えていければと考えております。また、国においても、分かりやすい指標の検討を始めたという報告も受けておりますので、そういった情報もお示ししながら、部会の方で協議してご意見等をいただき、ブラッシュアップしていきたいと考えておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

【一色会長】

ありがとうございます。国土交通省では、すでに水質指標だけでなく、その河川を利用する利用者の立場になって河川がどういう状況なのかという調査を1級河川に関してはもう随分前から実施しています。県の管理する1級河川未満の河川に関してもやはり同様の、実際に河川を利用する人がどういう評価をするのかという観点を重視した評価をぜひ行っていただきたいと思います。

【藤原委員】

整理番号1番で、県内の温室効果ガスの排出量について、令和3年度から令和5年度が未集計で、「基本的に2年後に集計結果が公開される」という記載があります。私が説明を聞き漏らしたのかもしれませんが、もしこの記載の通りであれば、令和12年度には2013年度比47%削減という大きな目標が掲げられている中で、ベースとなる排出量の集計がなされていない状況がさらにあと2年続くということではその対策の効果も評価のしようがありませんので、少し取組が遅すぎるのではないかなと思います。今年度はもう終わってしまいますが、少なくとも令和6年度には集計が完了するように集計の計画を変更するべきではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

【環境計画推進課 高橋課長】

ご指摘のありました温室効果ガスの排出量の算定については、算定の基となる統計データがどうしても2年遅れで出ている関係で、最新の数字が手元に届かないのが今の現状でございます。ただ、これは国においても同様のことで、やはり2年ほど遅れて数字が出る状況になっております。

ただ、先ほどご意見にありましたように、やはり施策を打っている中で、最新の状況が不透明なままというのは確かにあまり望ましくない状況であると思えます。そのため、試みとして、先ほどご説明申し上げたアクションプランのCO2排出量の実績値について、過去のトレンドを分析したうえで、現状どの程度まで来ているのか、一定の仮定を置いて推計するという方法により直近の数字までを一旦仮に出してみるということを今年度から取り組んでおります。まずはこうしたものの精度を上げていくことで、施策に取り組んでいる皆さんにできるだけ今の現状値を分かりやすくお示しできるように、県としても工夫をしていきたいと考えているところです。

【藤原委員】

2年後に集計されるというのは令和6年まで一切集計しないという意味ではなく、統計データの遅れの関係で、令和3年度のデータも令和5年度末にはちゃんと整理をされて令和4年度のデータも令和6年度末には整理されるということなんですね。

【環境計画推進課 高橋課長】

そのとおりでございます。

【一色会長】

関連して、参考資料の内容の説明がなかったので、簡単に概要の説明をしていただけますか。

【環境計画推進課 高橋課長】

温室効果ガスの排出量の推移について、統計データを基にした最新値は、資料真ん中の2020年度の数字になっております。間もなく2021年度の数字が出てきますので更新する予定ですが、県の温室効果ガス排出量の削減目標は、まずは2030年度に2013年度と比べて47%以上削減することとしております。その目標に向けてどれくらいまで削減が進んでいるかということを目標に対する達成率として、折れ線グラフで示しております。2020年度の時点で、大体目標に対して46%、ほぼ半分程度まで来ているというのが今の状況です。

右側の予測値については、過去の排出量削減のトレンドなどを見たうえで、大体これぐらいになっているのではないかと予測をしたものです。2023年度については、順調に進めば目標に対して大体61%ぐらいまで達成している、あと45%ぐらいの削減努力をしていけば47%削減に届くのではないかとこの時点では考えております。

資料裏面は、削減目標に対する状況を各分野ごとにまとめているものです。上側の「産業」、「業務その他」、「家庭」、「運輸」は、これは石油や石炭といったエネルギーを使ってCO₂を排出している主な部門です。非エネルギー起源の「廃棄物」、「工業プロセス」など、直接石油を燃やしてCO₂を出しているわけではないけれどもそれ以外にCO₂、あるいは温室効果ガスが発生しているものです。

統計データ分析では2020年度が最新値となっております、「産業」については、目標に対して87%ということで、比較的各産業部門での削減は一定順調に進んできているのではないかと思います。ただ、2020年度などは、新型コロナウイルス感染症によって少し経済が停滞している状況もございましたので、今後の経済の回復に伴い排出量が増える可能性もあると考えております。引き続き、各分野において省エネ対策や再エネ導入が必要だと考えております。

その下の「業務その他」については、いわゆる事務所のオフィスや病院など、製造業の工場以外の施設と捉えていただければと思います。こちらと「家庭」部門につきましては、目標に対する達成率が38%、32%ということで、産業部門に比べればまだまだ取組の余地があるのではないかと考えております。こちらについても、コロナ禍で巣ごもりや換気の徹底などによりエネルギー使用が増えているという側面もあるかとは思いますが、目標数値もかなり高い目標を設定しておりますので、各家庭やオフィスでの照明や空調などの設備の省エネに引き続き取り組んでいかなければなかなか目標達成には至らないのではないかと考えております。「運輸」は70.3%ということで、比較的堅調ではあるものの、コロナ禍では、特に人の移動がかなり制約されたり、物流も一定停滞していた部分もありますので、産業と同様に、経済の活動の活発化に伴って排出が増えてくる傾向がございます。引き続き省エネ対策や、あるいは、EV車の購入、買い換えということも必要ではないかと考えております。以下の「廃棄物」や「工業プロセス」等については、ある程度分野が特定されますので、その分野における省エネ対策は重要な取組になってくるかと考えております。

県のアクションプランは今年度までが第1期計画の期限となっておりますので、来年度の第2期計画に向けて、こうした分析を行い、県庁内の本部会議や脱炭素推進協議会という外部委員会の皆さまの意見をいただきながら、計画の策定を現在進めているところです。

【井原委員】

私から2点、質問とコメントです。まず、先ほど一色会長がおっしゃっていた環境基準達成率について、B類型、C類型で達成していることをもって清浄に保たれていると結論づけるのは私もやはり違和感があります。ですので、この文言は、「環境基準を達成し続けており」というところはよいと思いますが、「水環境が清浄に保たれていると判断される」と書いていいかどうかはもう少し慎重な議論があったほうがいいのかと思います。

もう1点は、素人で分からないので質問なんですが、整理番号45番の環境保全型農業の推進のところ記載のあるIPMやGAPというのは何かを教えてくださいませんか。

【環境対策課 甲藤課長補佐】

まず、1点目のご意見については、おっしゃるとおりだと思います。来年度になりますが、表現を分かりやすくするように対応をさせていただきたいと思います。

【環境農業推進課 糸川チーフ】

IPMにつきましても、化学農薬だけに頼らず、天敵や防虫ネット、防蛾灯などの生物的、物理的、耕種的な技術を組み合わせて病虫害の発生を抑制していくという技術です。

GAPについては、Good Agricultural Practicesの略で、食品の安全性向上、環境保全や労働安全の確保などに向けて農業生産工程を管理する取組です。

【井原委員】

ありがとうございました。高知県の方は皆さんご存じかもしれませんが、知らない方もいると思います。素晴らしい取組だと思うので、一般に公開される資料ということでしたら分かりやすく表記しておくのがよいのかなと思いました。

【康委員】

整理番号3番の地球温暖化の影響への適応のところで、幼児向けに色々取組をされており、さらに推進していくということですが、熱中症の危険性を考えたときに、高齢者ももちろん危険な集団だと思うので、そちらに関して何か取組をしているのか、ひょっとしたら他のところを書いてあるのか、ここに記載がない理由は何なのかなと思ひまして、教えていただくと幸いです。

【環境計画推進課 高橋課長】

熱中症対策は確かに幼児だけではなく、高齢者の死亡も非常に多いので、そういった方への対策も重要と考えております。今回の資料では特に今年度の取組で特色のあるものとして幼児向けの取組を記載していますが、一般的な県民向けの啓発では、高齢の方も対象にして啓発活動を行っているところがございます。令和6年度の方向性としても、新たな啓発活動の展開を考えておりますので、その中で高齢の方に向けた情報発信も含めて、効果的な発信の方法を検討してまいりたいと思っております。

【康委員】

取り組んでいるのであればここに記載するわけにはいかないのでしょうか。含めて書くと、対策として、対象の集団全部を含めているということで、非常に印象がよいと思います。

【環境計画推進課 高橋課長】

意見を踏まえて、記載内容については次回以降検討したいと思います。

【石川委員】

整理番号の53番や57番に関連して、補足で説明をしておきたいと思ひます。生物多様性こうち戦略推進リーダーの登録者数が109人となっていて、目標を達成できていると評価をされていますし、確かに人数から言うと目標を達成しています。現在、生物多様性こうち戦略の改定版を作っ

ており、その中では、登録者数を5年後に150名にしようという目標を立てさらに増やそうとしています。

ただ、私はリーダー養成講座の担当を10年間やってきまして、数を増やしていくことは、確かに、県内で優れた活動をしている個人や団体を発掘できるということではよいので目標は増やしたんですが、数が揃えばいいという問題でもなく、そのリーダーの人たちが活躍できているのか、あるいは活躍している人たちの優れた取組を共有できているのかということが非常に問題なので、その辺を改良しなければいけないということで始めたのが整理番号57番の生物多様性こうちプラン大賞です。エントリーしてくる団体や個人はほとんどリーダーの方です。毎年10数団体に参加していただき、お互いの発表を聞きながら、そんな優れた取組をしているんだということを情報交換する場でもあります。そうした横の繋がりができると、同じような頑張ってる人たちに非常にエンカレッジされますし、さらに自分たちの活動をバージョンアップできる、そういう場所になるので、非常に優れた取組をよく県でやっていただいていると評価しています。

生物多様性こうち戦略の改訂版に、少しずつではありますが確実に成果が出ている例として、リーダーの活動、特にこうちプラン大賞を受賞したような団体の活動を記載しました。その中で、第1回の大賞を取った久重 natural チームという団体があり、これは久礼野や重倉などで生物多様性の保全と伝統の継承を子どもたちに一生懸命教えて、この地域社会をいかにうまく盛り立てていくかということと同時にやっている優れたロールモデルになるような団体です。全国的に有名な博報堂の博報賞をもらい、全国的にも非常に知名度が上がっています。そういう優れた取組をもっと広く知ってもらい、ロールモデルとして学んでいただきたい、そのためのリーダーのスキルアップ講座を今度充実させていこうということで予算もつけていただき、非常に感謝しております。

もう1つ、2回目の大賞を取ったジンデ池生物研究所。須崎市の安和地区にある小さいため池が災害で決壊して、さらに災害が助長されると困るということで、色々なところでため池がつぶされているんです。その生物調査をずっとやってきた中学生がいて、その中学生のお母さんがリーダー養成講座を受講し、こういうことを子どもがやっていて、ため池のトンボとか色々な昆虫を採取している。絶滅危惧種もたくさん出てくるような非常に生物多様性の豊かな優れた場所をつぶされるのはもったいないので何とかできないか、という相談を受けて、高知生物多様性ネットワークのメンバーが迅速に動いて、須崎市長に陳情に行きました。それが須崎市長の目にとまり心に触れたようで、何とかしなければということになり、防災対策をしながらその池を守り生物多様性も守るような両立したバランスのとれた工事計画に変更となり、工事は終わっています。さらに活動が広がり、池の中にはびこり過ぎた植生を昆虫の幼虫に悪影響を与えない時期を選んで冬のものすごく寒いときに除去するような作業もしています。そういう活動をして5年ぐらいが経つところで、昨年、環境省のグッドライフアワードのユース部門の大賞である環境大臣賞をもらっています。こうちプラン大賞を受賞した団体が全国的にも認められ、優れた活動として評価されてきている、非常に成果が上がってきている分野の1つだと思います。ですから、ぜひこれをさらに盛り上げていただけるようにご支援いただければと思います。

【一色会長】

ありがとうございました。特に事務局からコメントはございませんか。

できればそういう取組も進捗状況の評価の中に入れていただくようにするといいいのではないかと思います。よろしくをお願いします。

【細川委員】

先ほどの石川委員のお話に関連して、環境活動支援センターえこらぼがコーディネートしてくれたり、地域のそういった活動と、SSH（スーパーサイエンスハイスクール）で小津高校の生徒さんに同行して1泊2日で足摺の方へ行きました。生徒さんたちは知識はほとんどないですが、やはりそういうことをきっかけにすごく興味を持ってくださって、タンポポ調査にまた協力してくれたりといったことにつながりました。ぜひ、環境活動支援センターの機能を生かして、センターからも学校や団体に働きかけていっていただけたらなと思います。

【一色会長】

1ページの整理番号2番、小水力発電、木質バイオマス発電の事業計画数について、3件という目標があります。木質バイオマス発電については、13ページの整理番号47番では木質バイオマスの有効利用を進めているということでありながら、新規事業が計画されていないという、そういう意味でしょうか。要するに既存の木質バイオマス発電に関しては一定バイオマスの利用が進んでいるけれども事業化が進んでいないということでもよろしいでしょうか。

【環境計画推進課 高橋課長】

木質バイオマス発電は、現在、県内で3ヶ所ほど大きな発電所が動いていると認識しています。それ以外の新規の発電施設については現時点では計画をお聞きしておりませんので、進捗しているものはないと考えています。

【木材産業振興課 塩見課長補佐】

木質バイオマス発電について、現在稼働に向けてFITの認定を受けて準備をされている事業者がございますので、早ければ年度内には稼働が始まると思います。ただ、色々諸事情がありまして遅れておりまして、この時点ではまだ資料には記載していないということになります。

【一色会長】

小水力発電については、高知県は潜在的な資源量がかなり多いということで、どういうふうに関発するのかということが一時期課題に挙がっていました。実際には水利権の整理や電力系統への接続の問題があり、なかなか高知県の場合進めるのが難しい状況があるということですが、現状どの程度取組が進んでいるのか簡単にご説明をお願いします。

【環境計画推進課 高橋課長】

小水力発電につきましては、県内でも可能性のあるところは以前から検討されている状況であろうかと思います。現状把握しているもので具体的に動いているものとしては、まず、環境省の脱炭素先行地域に採択されている北川村において、小水力発電を3ヶ所導入をして村内で電力供給するという取組が今後スタートしていくということになります。それ以外にも、市町村にお伺いした際に

計画をお聞きしており、具体的にもお聞きしているものもありますので、今後はいくつかの取り組みが進んでいくと考えております。

【一色会長】

ありがとうございました。来年度の進捗状況には計画数として入ってくることを期待したいと思います。

【一色会長】

県内の自然史標本、特に昆虫類が多いと思いますが、この自然史標本の散逸対策について質問です。色々な方から状況を伺っていると、1歩ずつ着実に進めていきたいと思います。1つずつ課題を解決しながら、情報整理をして進めていると思いますが、実は標本の散逸というのは、もうそういう進捗とは全く無関係に、収集している方が亡くなるとか、とてもじゃないけど管理し切れないということで手放したりということが随時起こっていて、先送りすればするほど散逸が進むという状況にあると認識しています。1歩1歩着実に進めるということは重要ですが、いつまでに何をするという、いわゆるタイムテーブルをきちんと決めてそれに基づいて進めていかないと、このとおり進むんだったらそれまで私の方で何とか管理を続けようというような見通しが持てなくなると思うんです。そういう意味では、やはりいつ頃までに何をするという計画を立てて計画的に進めながら、現在の標本の管理者にもそれをお伝えしていくということをしていく必要があるのではないかと思います。ぜひご検討をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

【自然共生課 松井課長】

散逸の危険性がある標本がたくさんあるということはお聞きをしております。そういった保管の取組をされている関係団体さんの取組に対して県としても補助金などの形で支援をしているところですが、やはり限界がございますので、きちんとスケジュールを確認しながらスピード感を持ってやらないといけないと認識しておりますので、そういったことで対応してまいりたいと思います。

【岩神委員】

せっかくの機会ですから発言をさせていただきます。最初に会長から発言がありました水質の捉え方について、これは非常に大事ではないかと思います。私がこの審議会の委員に入らせてもらおうと思ったきっかけは、水質基準では全く問題のない河川のあゆを食べてみたら泥臭い、というよりドブ臭くて食べられないということが夏場などにありました。県にも話をしましたが、水質基準は満たしているのではないかとということで、それではちょっと私は面白くないなと思い、それがここへ入れていただいたきっかけです。今日も県の水産関係の方も来ていますが、「あゆ王国」という取組を進めている中で、そういう部分がそのまま残っているようでは「あゆ王国」とは言えませんから、そういう観点、要するに経済とも結びついているということを絶えず考えながら、物事を決めていっていただきたいです。

そのためには、今日お二方から話がありましたように、今の河川の状態できれいだと記載するのは控えておくか、別途書き出すか、こういうところはきれいだけれども別にこの問題がありますよということを書き出すのがよいのではないのでしょうか。そうしないと大学生とも色々話をしてもま

さに会長が言われたとおりで、大概の学生がきれいだと言うんです。最初に皆さんに知っておいてくださいという話をした濁水の問題もそうです。要するに濁水というものを見ない人は、たまに河川を見てきれいという認識をして、濁水への意識が全然ないです。そういう裏の部分が意外にあるということを認識をして、そのことが経済とも直結しているということを考えながら、計画を組んでいただきたい、という思いです。

【一色会長】

他にございませんか。それでは、特に意見もないようですので、以上で質疑応答を終了いたします。なお、各委員からのご意見を踏まえまして今後県で事業を行ううえでの参考にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、会議終了後でも今日の審議内容に関して特にご意見等がございましたら、随時事務局に提出をしていただくようお願いします。次回の審議会でご説明いただくなどの案内をさせていただくようにいたします。

5 諮問事項

姫島鳥獣保護区特別保護地区の指定について、鳥獣対策課 市川課長より資料2に基づき説明を行った。

【一色会長】

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

(質疑応答なし)

【一色会長】

ないようでしたら、本案件は自然環境部会に付託することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

【一色会長】

特にご異議がないようですので、本案件は自然環境部会に付託いたします。なお、先ほどスケジュールのところでも環境審議会でも答申とありましたが、各部会に付託した案件につきましては、高知県環境審議会運営規定第6条の3の規定により、部会の決議は会長の同意を得て審議会の決議とすることができることになっておりますので、そのように取り扱いたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

【一色会長】

特にご異議がないようですので部会に付託した案件につきましては、部会の決議後、会長の同意を得たうえで審議会の決議といたします。

それでは、以上をもちまして令和5年度第2回高知県環境審議会を閉会いたします。